

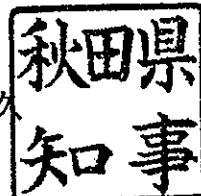
写

環管 - 4 3

平成27年4月13日

経済産業大臣 宮沢洋一様

秋田県知事 佐竹敬久



(仮称) 鴻上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

電気事業法第46条の7第1項に規定する環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 対象事業実施区域の周辺には、既設及び計画中の風力発電事業が存在することから、これら事業との複合的な環境影響について、他の事業者と情報を共有し、調整を図りながら、影響を受けるおそれのある環境要素を整理・再検討した上で調査、予測及び評価を行うこと。

なお、整理した事項及び検討の経緯を準備書に記載すること。

- (3) 方法書について提出された住民等の意見については、その内容を十分に精査した上で適切に対応し、必要に応じて準備書に反映すること。

2 個別的事項

(1) 植物

- ア 対象事業実施区域の保安林においては、松くい虫防除対策事業等が行われていることから、専門家等の意見を聞いた上で、松枯れの拡大を防止するよう伐採時期等を考慮した事業計画とするとともに、準備書において樹木を伐採する時期を明確にすること。

イ 対象事業実施区域の保安林内には外来種であるニセアカシアが侵入しているため、松林を伐採後に重機で整地した場合、一斉にニセアカシアが発芽する可能性があることから、専門家等の意見を聞いた上で、分布拡大を防止するための適切な措置を検討すること。

(2) 景観

陸上からの景観の変化に加え、海上からの景観の変化について、風力発電機や男鹿半島等の景観資源が一望できるような位置を選定し、フォトモンタージュ等により予測及び評価を行うこと。

(3) 廃棄物等（残土）

事業実施に伴い発生する残土について、造成計画を勘案し、環境影響評価項目として選定することの可否について再検討すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、土量バランスを含めた造成計画の詳細を明らかにした上で、その判断に至った経緯を準備書に記載すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課
環境審査班 高橋、片山
電話 018-860-1601
FAX 018-860-3881